

令和7年度（令和7年6月～令和8年5月分）

特別徴収のしおり

- OCR処理用の特別徴収に係る個人の住民税の納入書等の作成要領
- 給与支払報告
特別徴収にかかるとして給与所得者異動届出書
- 特別徴収義務者所在地等変更通知書
- 特別徴収への切替申請書（普通徴収→特別徴収）
- 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）
- 退職所得に係る村民税・県民税の特別徴収税額納入内訳届出書
- 特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書
- 郵便局指定通知書

— お 願 い —

- 退職転勤等による異動届出書は翌月の10日迄に必ず提出して下さい。
- 税額の納入は翌月10日迄に必ず納入して下さい。
- 納入書は必ず当月分の納入書を使用して下さい。

恩 納 村 役 場
税 務 課

〒904-0492

恩納村字恩納2451番地

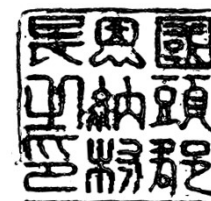
電話 (098)966-1206

FAX (098)966-1266

令和7年度 村民税・県民税特別徴収義務者指定通知書

特別徴収義務者 殿

恩納村長 長 浜 善 巳



地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに恩納村税条例45条の規定によって、あなたを令和7年度村民税・県民税の特別徴収義務者にご指定申し上げ、特別徴収税額を別紙個人明細書のとおり通知いたしますので、徴収並びに納入方よろしくお願いいたします。

なお、別紙の「納税義務者への通知書」を交付した後に、納税者がこの通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して、3か月以内に村長に対して審査請求をすることができます。

令和7年度 市町村民税・県民税特別徴収について

市町村民税・県民税の特別徴収につきましては、毎年度格別のご協力を賜わり深く感謝いたします。

さて、令和7年度市町村民税・県民税の特別徴収につきましては、貴殿を特別徴収義務者に指定しましたので、下記取扱要項にご留意の上よろしくお取扱いただきますようお願いいたします。

特別徴収事務取扱要項

(1) 市町村民税・県民税の特別徴収

給与所得者の市町村民税・県民税については、地方税法第321条の3の規定により、特別徴収の方法によって徴収することになっており、特別徴収とは、給与支払者が給与の支払いを行うとき、市町村民税・県民税の月割額を差引いて一括納入していただく制度をいいます。

(2) 特別徴収義務者

地方税法第321条の4により、給与の支払いをする者のうち所得税法第183条(源泉徴収義務)の規定によって給与の支払いをする際、所得税を徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、市町村民税・県民税を徴収、納付させることとすると規定されています。

従って、市町村から送達された税額通知書によって毎月定められた税額を給与から差引き、定められた期限までに納入する義務が生じることになります。

(3) 特別徴収によって市町村民税・県民税を徴収される者

令和6年中に給与の支払を受け、かつ令和7年4月1日現在給与の支払を受けている者です。

(4) 納税義務のない者

生活保護の規定による生活扶助を受けている者、並びに障害者、未成年者、寡婦、ひとり親

※前年の所得金額が135万円を超える場合を除く

※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

(5) 市町村民税・県民税の特別徴収税額通知書

特別徴収関係書類を受取られましたら、同封の税額通知書を納税者に交付してください。

(6) 給与所得以外の所得がある場合

納税者に給与所得以外の所得(事業所得・配当所得・不動産所得等)があるとき、これに係る税額は原則として給与所得に係る税額と合算して

特別徴収することになっています。ただし、納税者が給与所得以外の所得にかかる税額を普通徴収（納税者より直接納付）の方法により納付したい旨を申告書に記載している場合は、給与所得と分離して普通徴収の方法によって納めることができます。

(7) 月割額の徴収方法

同封の「令和7年度給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」にそれぞれの月額を算出してありますので、第1回分（6月分）の月割額は支払の給与が何月分であっても実際に6月中に支給する給与から第1回分を徴収し、以降順次翌年の5月分まで、その該当する月割額を差引き徴収してください。

(8) 月割額の納入及びその納入期限

徴収された月割額は、同封の納入書によって指定された納入場所（金融機関等）に徴収すべき月の翌月10日までに納入してください（1回目は7月10日、以降順次翌月10日まで）。なお、給与の遅払、その他天災・火災などにより納期限までに納入できないときは延滞金などの関係がありますので、納期限内に文書をもって申し出てください。

(9) 納入の場所

1. 市町村役場窓口
2. 市町村民税・県民税収納取扱金融機関

(10) 月割額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。また、督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになります。

(11) 特別徴収に係る異動届

給与所得者に給与を支払う者が、当該給与所得者に給与の支払を行わないこととなった場合においては、その支払わないこととなった日の属する月の翌月10日までに綴込の「給与支払報告
特別徴収」にかかる給与所得者異動届出書により給与の支払を受けなくなった者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額、その他必要事項を記入し、市町村へ提出してください。なお、転勤される場合は特別徴収の継続のため特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出されるようお願いいたします。

(12) 退職手当等からの一括徴収

納税者が退職・転勤又は無給休職などにより特別徴収ができなくなった未納額は、普通徴収の方法による納税通知書を市町村から直接納税義務者に交付し、納付していただくことになっていますので、退職後の住所を正確に記入してください。

なお、令和7年6月1日から12月31日までの間の退職の場合は、給与所得者から申し出があったときに限り未納分の金額を給与又は退職手当等から一括徴収することができます。令和8年1月1日から4月30日までの間の退職の場合、残税額を超える給与又は退職手当等を支払うときは、本人からの申出に基づくことなく未納税額を一括徴収しなければなりません。

(13) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額に誤りがあったり、又はこれを変更する必要があるときは、「特別徴収の税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)並びに(納税義務者用)」をお送りしますので、後者の通知書を納税者に交付の上、変更の通知に指定してある月から変更後の月割額により徴収してください。

(14) 審査請求

納税者は納税者への通知書に記載された事項について不服があるときは、通知書を受取った日から3か月以内に市町村長に審査請求をすることができます。

(15) 退職手当に係る特別徴収

退職所得に対する個人の市町村民税・県民税は、退職手当等の支払の際、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から納入していただくことになっています。また、それとあわせて綴込の「退職所得に係る市町村民税・県民税の特別徴収税額納入内訳届出書」の提出も必要になります。

1. 課税する市町村と納税義務者

- ・退職所得に係る市町村民税・県民税を課税する市町村は、退職手当等の支払を受ける人(納税義務者)のその退職手当等の支払を受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村です。
- ・退職所得に係る個人の市町村民税・県民税の納税義務者は、市町村に住所を有する、退職手当等の支払を受ける方です。

2. 退職所得の金額

退職所得の金額は、退職所得控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額となる

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \quad (1,000\text{円未満の端数は切捨て})$$

(注) 勤続年数5年以内の法人役員等(公務員含む)については、2分の1を乗じる措置を廃止する(平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当に適用)。

(注) 勤続年数5年以内の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととする(令和4年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等に係る個人住民税について適用)。

3. 退職所得の控除額

勤続年数	控 除 額
20年まで	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
21年以上	(勤続年数－20年)×70万円＋800万円

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。

例) 24年9カ月→25年

4. 特別徴収すべき税額の計算方法

退職所得にかかる市町村民税・県民税の税額は、退職所得の金額に税率（市町村民税6%、県民税4%）を適用して計算します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等} \\ \hline \text{収入金額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \rightarrow \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除後の} \\ \hline \text{退職手当等の金額} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{2分の1} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \text{市町村民税 6\%} \\ \hline \text{県 民 税 4\%} \\ \hline \end{array} \right) = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{特別徴収すべき税額} \\ \hline \text{市 町 村 民 税} \\ \hline \text{県 民 税} \\ \hline \end{array} \right)$$

(1,000円未満切捨て)

例) 勤続年数24年2月、退職手当支払額14,223,632円の場合：退職所得控除額（25年として計算）→11,500,000円

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline 14,223,632円 \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline 11,500,000円 \\ \hline \end{array} \right) \rightarrow \left(\begin{array}{|c|} \hline 2,723,632円 \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{2分の1} \\ \hline \text{=} \\ \hline 1,361,000円 \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \text{市町村民税 } 1,361,000円 \times 6\% \\ \hline \text{県 民 税 } 1,361,000円 \times 4\% \\ \hline \end{array} \right) = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{特別徴収すべき税額} \\ \hline \text{市 町 村 民 税 } 81,600円 \\ \hline \text{県 民 税 } 54,400円 \\ \hline \text{合 計 } 136,000円 \\ \hline \end{array} \right)$$

(1,000円未満切捨て) (100円未満切捨て)

(注) 勤続年数5年以内の法人役員等（公務員含む）については、2分の1を乗じない。

(注) 勤続年数5年以内の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととする（令和4年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等に係る個人住民税について適用）。

(16) 納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を市町村民長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

1. 6月分から11月分までは12月10日まで
2. 12月分から5月分までは6月10日まで

市町村民税・県民税算出方法

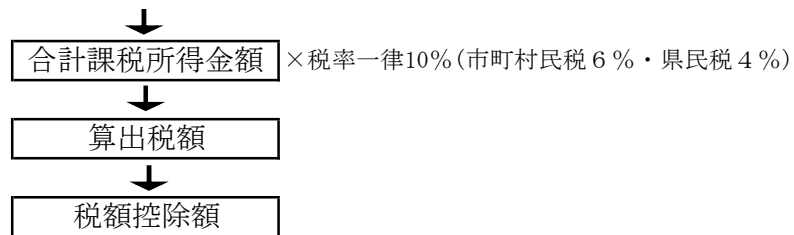
総所得金額



(所得控除)

種類	控除額	
1 雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ①(損失の金額－保険金等により補てんされた額) －(総所得金額等合計額×1/10) ②災害関連支出の金額－5万円	
2 医療費控除	次のいずれかを選択 ①従来の医療費控除額(限度額200万円) (支払った医療費－保険金等により補てんされた額) －{(総所得金額等の合計額×5/100)又は10万円のいずれかの低い額} ②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)(限度額88,000円) 税制対象医薬品の購入額－12,000円	
3 社会保険料控除	支払った額	
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った額	
5 生命保険料控除	○旧制度(一般・年金それぞれ算出した金額の合計額(上限額70,000円))	
	年間の支払保険料	控除額
	15,000円以下	支払保険料等の全額
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
	70,000円超	一律35,000円
○新制度(一般・年金・介護医療それぞれ算出した金額の合計額(上限額70,000円))		
年間の支払保険料	控除額	
12,000円以下	支払保険料等の全額	
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	
56,000円超	一律28,000円	
6 地震保険料控除	(1) 支払った保険料がすべて地震保険料契約に係るものである場合 ①50,000円以下の場合 支払った保険料の半額(1/2) ②50,000円を超える場合 25,000円	
	(2) 支払った保険料がすべて旧長期損害保険料契約に係るものである場合 ①支払った保険料が5,000円以下の場合 支払った保険料の全額 ②支払った保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合 (支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円 ③支払った保険料が15,000円を超える場合 10,000円	
	(3) (1)・(2)両方がある場合 (1)・(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(限度額25,000円)	

7 障害者控除	障害者である納税義務者、 同一生計配偶者及び扶養親族1人につき 26万円 (特別障害者については 30万円) (同居特別障害者については 53万円)					
8 寡婦 (ひとり親)控除	配偶関係		死別	離婚	未婚	
	本人所得		500万円以下	500万円以下	500万円以下	
	扶養親族	有	子	ひとり親	30万円	30万円
無		子以外	寡婦	26万円	26万円	
		※本人男性の場合はひとり親のみ適用				
9 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生で合計所得が75万円以下 26万円					
10 配偶者控除 および 配偶者特別控除	生計を一にする配偶者(他の納税者の扶養親族又は事業専従者を除く。) を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者である 場合には、その者の総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。					
			納税者本人の所得金額			
	配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	配偶者控除	70歳未満 (控除対象配偶者)	48万円以下	33万円	22万円	11万円
		70歳以上 (老人控除対象配偶者)		38万円	26万円	13万円
	配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円		
125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円			
11 扶養控除	● 扶養親族1人につき 33万円 ただし、扶養親族が0～15歳(年少)の場合は なし 16歳～18歳(一般)の場合は 33万円 19歳～22歳(特定)の場合は 45万円 70歳以上(老人)である場合には 38万円 ● 納税義務者又は配偶者の直系尊属で、同居している 70歳以上の扶養親族(同居老親)は1人につき 45万円					
12 基礎控除	合計所得金額		基礎控除額			
			改正後(R3年度以降)	改正前		
	2,400万円以下		43万円	33万円 (所得制限なし)		
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円			
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円			
2,500万円超		適用なし				



調整控除(所得税と市町村・県民税の人的控除額の差に基づく負担増の減額措置)

* 合計課税所得金額が200万円以下の者…次の①と②のいずれか小さい額の5%(市町村民税3%、県民税2%)

- ① 5万円に所得税との人的控除の差の合計額を加算した金額 ② 合計課税所得金額

* 合計課税所得金額が200万円超の者

…①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市町村民税3%、県民税2%)

- ① 5万円に所得税との人的控除の差の合計額を加算した金額

- ② 合計課税所得金額から200万円を控除した額

※ただし、この金額が2,500円未満の場合は、2,500円(市町村民税1,500円、県民税1,000円)とする。

配当控除 配当控除額=配当所得×控除率

		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市町村民税	県民税	市町村民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

↓

所得割額

↓

◎配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市町村民税	県民税
配当割額又は 株式等譲渡所得割額	5分の3	5分の2

+

市町村民税均等割額	3,000円
県民税均等割額	1,000円

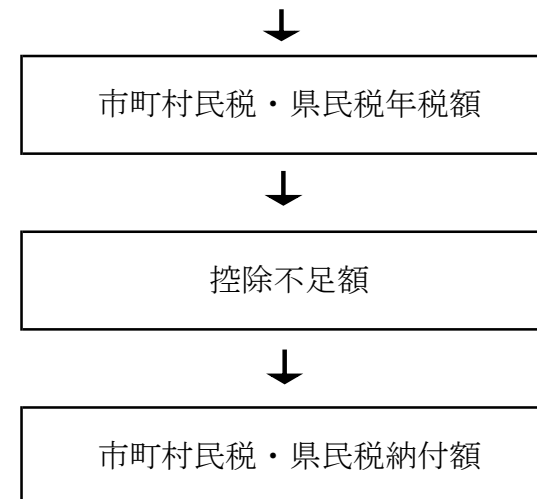
※合計所得が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されないことになります。

+

森林環境税 1,000円

森林環境税の徴収について

令和6年から森林整備やその促進に充てるため、年間1,000円が個人住民税と併せて徴収されます。



市町村民税・県民税額の計算

例

支払い給与総額	5,335,000円				
社会保険料控除額	164,000円				
生命保険料控除額	35,000円				
配偶者控除額	330,000円	→ 所得税控除額	380,000円	所得税との人的控除の差	= 50,000円
扶養控除額(特定扶養1人)	450,000円	"	630,000円	"	180,000円
基礎控除額	430,000円			所得税との人的控除の差の合計	= 230,000円

課税標準

5,335,000円の給与所得控除後の額・・・3,825,600円
 $3,825,600円 - 164,000円 - 35,000円 - 330,000円 - 450,000円 - 430,000円 = 2,416,600 \text{ 円} \approx 2,416,000円$ (1,000円未満切捨て)
(給与所得控除後の額) (社会保険料控除) (生命保険料控除) (配偶者控除) (扶養控除) (基礎控除) (合計課税所得金額)

① 市町村民税

$$\left(2,416,000円 \times \frac{6}{100} \right) - 1,500円 + 3,000円 = 146,400円 \quad \text{※括弧内、100円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額) (税率) (調整控除額) (均等割) (市町村民税額)

↓
 合計課税所得が200万円超の場合・・・5万円+人的控除の差の合計-(合計課税所得金額-200万円)
 $50,000円 + 230,000円 - 416,000円 = \triangle 136,000$ ※50,000円を下回る場合は50,000円
 $50,000円の3\% = 1,500円$

② 県民税

$$\left(2,416,000円 \times \frac{4}{100} \right) - 1,000円 + 1,000円 = 96,600円 \quad \text{※括弧内、100円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額) (税率) (調整控除額) (均等割) (県民税額)

↓
 $50,000円の2\% = 1,000円$

③ 市町村民税・県民税合計年税額(森林環境税合算後)

$$146,400円 + 96,600円 + 1,000円 = 244,000円$$

(市町村民税額) (県民税額) (森林環境税) (年税額)

④ 特別徴収での月割額の算出

$$244,000円 \div 12月 = 20,300円 \cdots \cdots \text{余り} 400円 \quad \left(\begin{array}{l} 1,000円未満の端数は6月分に加算します。 \\ 6月分:20,700円、7月分以降:20,300円 \end{array} \right)$$

OCR処理用の特別徴収に係る個人の住民税の納入書等の作成要領

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税		領収証書						
市町村コード	口座番号	加入者名								
473111		恩納村会計管理者								
①	指定番号	納入金額(1) 円								
令和 年 月 分	②	③ 3,100								
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分					④				
	延滞金									
	督促手数料									
	合計額									
納期限	令和 年 月 日									
(特別徴収義務者)		住所 〒		領収日付印						
		又は所在地		⑥						
		氏名								
		又は名称								

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税		納入書						
市町村コード	口座番号	加入者名								
473111		恩納村会計管理者								
①	指定番号	納入金額(1) 円								
令和 年 月 分	②	③ 3,100								
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分					④				
	延滞金									
	督促手数料									
	合計額									
納期限	令和 年 月 日									
※	口									
日計	円									
(特別徴収義務者)		住所 〒		領収日付印						
		又は所在地		⑥						
		氏名								
		又は名称								

上記のとおり領収しました。

(金融機関保管)

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税		納入済通知書						
市町村コード	口座番号	加入者名								
473111		恩納村会計管理者								
年 月 分	指定番号	納入金額(1) 円								
令和 ①	②	③ 3,100								
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分					④				
	延滞金									
	督促手数料									
	合計額									
納期限	令和 年 月 日									
(特別徴収義務者)		住所 〒		領収日付印						
		又は所在地		⑥						
		氏名								
		又は名称		納						

上記のとおり通知します。受付店→指定金融機関→沖縄県恩納村役場

(市町村保管)

- ①には 課税年度、納入月を記入してください。(①②③⑥の各欄は当初課税のみコンピューターで印字されます。)
- ②には 市町村より通知のあった「指定番号」を記入してください。
- ③には 当初課税の納入金額が各月毎に印字されています。(1)の金額と納入すべき金額が異なるときには④の欄へ記入してください。(9項参照)
- ④には 毎月個人から徴収した市町村民税、県民税の合計額を記入してください。
なお、退職により一括徴収した税額がある場合は、上記金額と合わせて合計額を記入してください。
- ⑤には 退職者があり、市町村民税・県民税がかかるだけの退職金を支払ったときに、その市町村民税・県民税の合計額を記入してください。
その場合、納入済通知書の裏(9頁参照)の市町村民税・県民税納入申告書も必ず記入してください。
なお、「市町村民税・県民税(退職所得分)納入申告書」には次のことを必ず記入してください。
1. 納税人員 2. 退職金の支払額 3. 特別徴収した市町村民税・県民税額
- ⑥には 納めてくださる会社等の住所(所在地)、氏名(名称)を記入してください。会社のゴム印でもよろしいですが必ず3枚とも押してください。

納入済通知書の裏面

納入書の裏面

市町村民税 県民税		納入申告書	
殿			
令和 年 月 日 提出		年 月 分	人員 人
退職手当等支払金額		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
特別徴収税額	市町村民税 県民税		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)		(受付印)	
住所 千 又は所在地			
氏名 又は名称			
法人番号又は個人番号			

納入場所											
琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行 沖縄県農業協同組合											
※ 各本店、支店及び出張所 全国の郵便局、ゆうちょ銀行(沖縄県以外で のご利用は「郵便局指定通知書」が必要です)											
納入書の記入及び取扱いについてのお願い											
字体 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr></table>		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
1. 納入書は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行ないますので「黒のボールペン」を使用し、上記の字体にならって枠からはみださないように大きめの数字で明瞭に記入して下さい。											
2. 汚したり、折り曲げたり、ピンやホッチキスでとめないで下さい。											

2 納入すべき金額が納入金額の(1)の欄の金額と異なる時の使用例

沖縄県恩納村 個人市町村民税 個人県民税 領収証書

市町村コード	口座番号	加入者名
473111		恩納村会計管理者
令和 年 月 分	指定番号	納入金額(1) 円
		3,100
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	納入金額(2)	給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円
		2600
退職所得分		
延滞金		
督促手数料		
合計額		2600
(特別徴収義務者)	住所 千 又は所在地	領収日付印
	氏名 又は名称	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖縄県恩納村 個人市町村民税 個人県民税 納入書

市町村コード	口座番号	加入者名
473111		恩納村会計管理者
令和 年 月 分	指定番号	納入金額(1) 円
		3,100
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	納入金額(2)	給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円
		2600
退職所得分		
延滞金		
督促手数料		
合計額		2600
(特別徴収義務者)	住所 千 又は所在地	領収日付印
	氏名 又は名称	

上記のとおり領収しました。(金融機関保管)

沖縄県恩納村 個人市町村民税 個人県民税 納入済通知書

市町村コード	口座番号	加入者名
473111		恩納村会計管理者
令和 年 月 分	指定番号	納入金額(1) 円
		3,100
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	納入金額(2)	給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円
		2600
退職所得分		
延滞金		
督促手数料		
合計額		2600
(特別徴収義務者)	住所 千 又は所在地	領収日付印
	氏名 又は名称	納

上記のとおり通知します。受付店→指定金融機関→沖縄県恩納村 (市町村保管)

給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。

◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

右の※印の欄には記入しないでください。

令和 年 月 日	給与(特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	郵便番号	※CD			
		フリガナ		現年度			
		名称		新年度			
		個人番号又は法人番号		両年度			
給与所得者(異動者)				特別徴収義務者指定番号	宛名番号(注1)		
フリガナ	生年月日	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
氏名					令和 年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. ()	A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収
受給者番号							
個人番号							
1月1日現在の住所							
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所						
		円	円	円			

異動後の未徴収税額の徴収

A. 特別徴収継続

B. 一括徴収

C. 普通徴収

Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う

※市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する (月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日 一括徴収予定額(ウ)と同額 円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与等から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

所在地 フリガナ 名称

個人番号又は法人番号

連絡先 係 氏名 TEL () (内線)

月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 月

一場括合徴の取理しない理由

- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ()

- 注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。

◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

右の※印の欄には記入しないでください。

令和 年 月 日	給与(特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	郵便番号	※CD			
		フリガナ		現年度			
		名称		新年度			
		個人番号又は法人番号		両年度			
給与所得者(異動者)				特別徴収義務者指定番号	宛名番号(注1)		
フリガナ	生年月日	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
氏名					令和	1. 退職	A. 特別徴収継続
受給者番号					年	2. 転勤	B. 一括徴収
個人番号					月	3. 休職	C. 普通徴収
1月1日現在の住所					日	4. 長欠	
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所					5. 死亡	
		円	円	円		6. 会社解散	
						7. 住所誤報	
						8. ()	

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う

※市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は [] 月分で納入する
([] 月 [] 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日 [] 一括徴収予定額(ウ)と同額 [] 円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与等から徴収する。

特別徴収義務者指定番号 []

新特別徴収義務者

所在地 []

フリガナ []

名称 []

個人番号又は法人番号 []

連絡先 係 []

氏名 []

TEL ([]) (内線 [])

月割額 [] 円を [] 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
[] 円	[] 円
社会保険料額	勤続年数
[] 円	[] 年 [] 月

一場括合徴の取理しない理由

- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ([])

- 注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。

◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

右の※印の欄には記入しないでください。

令和 年 月 日	給与(特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	郵便番号	※CD	
		フリガナ		現年度	
		名称		新年度	
		個人番号又は法人番号		両年度	
給与所得者(異動者)				特別徴収義務者指定番号	宛名番号(注1)
フリガナ	生年月日	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
氏名					異動の事由
受給者番号					異動後の未徴収税額の徴収
個人番号					令和 年 月 日
1月1日現在の住所					1. 退職
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所				2. 転勤
					3. 休職
					4. 長欠
					5. 死亡
					6. 会社解散
					7. 住所誤報
					8. ()

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う

※市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は [] 月分で納入する
([] 月 [] 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日 [] 一括徴収予定額(ウ)と同額 [] 円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与等から徴収する。

特別徴収義務者指定番号 []

新特別徴収義務者

所在地 []

フリガナ []

名称 []

個人番号又は法人番号 []

連絡先 係 []

氏名 []

TEL ([]) (内線 [])

月割額 [] 円を [] 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
[] 円	[] 円
社会保険料額	勤続年数
[] 円	[] 年 [] 月

一場括合徴の取理しない理由

- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ([])

- 注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。

◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

右の※印の欄には記入しないでください。

令和 年 月 日	給与(特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号			
		フリガナ		宛名番号(注1)			
		名称		連絡先	係		
		個人番号又は法人番号		氏名	() (内線)		
給与所得者(異動者)		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ	生年月日				令和 年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. ()	A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収
氏名							
受給者番号							
個人番号							
1月1日現在の住所							
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所						

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う

※市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は [] 月分で納入する
([] 月 [] 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日 [] 一括徴収予定額(ウ)と同額 [] 円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与等から徴収する。

特別徴収義務者指定番号 []

新特別徴収義務者

所在地 []
フリガナ []
名称 []
個人番号又は法人番号 []

連絡先 係 []
氏名 []
TEL ([]) (内線 [])

月割額 [] 円を [] 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
[] 円	[] 円
社会保険料額	勤続年数
[] 円	[] 年 [] 月

一場括合徴の取理しない理由

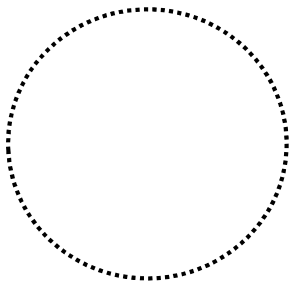
- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ([])

- 注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収義務者所在地等変更通知書

恩納村長 殿

特別徴収義務者の所在地、名称等について下記のとおり変更したので通知します。

受領印 	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	郵便番号	—		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称				連絡者の係並 及び氏名その びにその 電話番号	係	
		代表者の 職 氏 名					氏 名	
		法人番号					電 話	

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
フリガナ		
名 称		
電 話		
備 考		

○特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望・変更される場合には、下記の欄に(変更前・変更後)送付先の記入をして下さい。

送 付 先	フリガナ		
	所 在 地	〒	〒
	フリガナ		
	名 称		
	電 話		

※ ご注意 所在地・名称・送付先所在地・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをお振り下さい。

特別徴収への切替申請書

[普通徴収 → 特別徴収]

令和 年 月 日	給与支払者	住所又は所在地											特別徴収者 義務者 指定番号	新規	事業種目		
		フリガナ															
		氏名又は 名称															
		法人番号															
恩納村長 殿																	

給与 所得者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ		生年月日	左記の者について 普通徴収の <input type="text"/> 期分以降を 当社で <input type="text"/> 月分より (<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納入予定) 特別徴収します。
		氏名		年 月 日	
	1月1日の住所				
	現住所				

異動年月日	令和 年 月 日	注意事項	※普通徴収の納期限を過ぎたものは 特別徴収への切替はできません。 【普通徴収の納期限】 第1期:6月30日 第2期:8月31日 第3期:10月31日 第4期:1月31日 納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、 その翌日(平日)が納期限となります。	市町村処理欄
申請理由(○印をつけてください。)				台帳処理年月日
入社したため				入力処理年月日
その他(例:復職など)				通知書番号
				個人コード(宛名番号)

※新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。

退職所得に係る村民税・県民税の特別徴収税額納入内訳届出書

										処理日	令和	年	月	日					
恩納村長 殿	特別徴収義務者	所在地 (住所)								連絡先	所属部署								
		名称 (氏名)	フリガナ								担当者								
											TEL	内線 ()							
令和 年 月 日 提出				徴収月	令和	年	月	日	納入日	令和	年	月	日	人員	人	納入金額	円		
特別徴収義務者 指 定 番 号																円			
退職手当等の支払を受ける者の 住 所 ・ 氏 名 及 び 役 職		退職手当等の支払額		退職所得控除額の計算の基礎 となった勤続期間及び勤続年数				退職所得控除額		退職所得の金額		特別徴収額(分離課税に係る所得割)							
		円						円		円		市町村民税		県 民 税		合 計			
住所				円	自	年	月	日	至	年	月	日	円	円	円	円	円		
氏名				円	役職	※1年未満は切り上げ 勤続 年				生年月日 年 月 日	退職所得申告書 の提出の有無	有・無	摘要						
住所				円	自	年	月	日	至	年	月	日	円	円	円	円	円		
氏名				円	役職	※1年未満は切り上げ 勤続 年				生年月日 年 月 日	退職所得申告書 の提出の有無	有・無	摘要						
住所				円	自	年	月	日	至	年	月	日	円	円	円	円	円		
氏名				円	役職	※1年未満は切り上げ 勤続 年				生年月日 年 月 日	退職所得申告書 の提出の有無	有・無	摘要						
住所				円	自	年	月	日	至	年	月	日	円	円	円	円	円		
氏名				円	役職	※1年未満は切り上げ 勤続 年				生年月日 年 月 日	退職所得申告書 の提出の有無	有・無	摘要						
住所				円	自	年	月	日	至	年	月	日	円	円	円	円	円		
氏名				円	役職	※1年未満は切り上げ 勤続 年				生年月日 年 月 日	退職所得申告書 の提出の有無	有・無	摘要						

令和 年度 特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書

■ eLTAXで給与支払報告書を提出した際に設定した「特別徴収税額通知受取方法」及び、「通知先メールアドレス」を変更する場合に提出してください。

年 月 日 提出 恩納村長 殿	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒		eLTAX利用者ID		
		名称 (氏名)			特別徴収義務者 指定番号		
		代表者 職氏名			連 担 当 先 者	係	
		法人番号				氏名	
					電話		

事 項	変 更 前 (旧) ※変更項目のみ記入してください。		変 更 後 (新) ※変更項目のみ記入してください。					
特別徴収 義務者用	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面
納税義務 者用	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面
通知先 e-Mail								

■ 注意事項

- ※ 5月に送付する特別徴収税額決定通知で変更する場合は、毎年3月31日までに到着するよう提出(郵送または持参)してください。
- ※ 「電子データ(正本)」を選択した場合は、書面による特別徴収税額通知は送付しておりませんので、ご注意ください。
- ※ 毎年度の変更はできませんのでご了承ください。

郵便局指定通知書

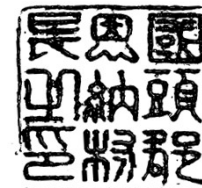
右の通知書は、所在地が沖縄県以外の特別徴収義務者が、ゆうちょ銀行及び郵便局を利用し納入する場合には限られます。

特別徴収税額の納入について沖縄県外に所在するゆうちょ銀行及び郵便局を利用する場合は、右の「郵便局指定通知書」に最寄りのゆうちょ銀行及び郵便局名、特別徴収義務者名とその所在地を記入して、そのゆうちょ銀行及び郵便局に提出して下さい。

令和 年 月 日

郵便局長 殿

沖縄県 恩納村長 長浜 善巳



郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当村の村民税・県民税特別徴収税の納入取扱局に指定しましたので通知します。

(特別徴収義務者)

所在地 _____
名 称 _____

~~~~記~~~~

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 口座番号   | 01760-8-960976         |
| 加入者の名称 | 沖縄県恩納村会計管理者            |
| 取りまとめ局 | 福岡貯金事務センター (〒812-8794) |